第十三条を次のように改める。

（有害物取扱手当）

第十三条　有害物取扱手当は、農林水産省植物防疫所又は那覇植物防疫事務所に所属する職員が、青酸ガス、臭化メチル又は燐化アルミニウムを使用して行う輸出入植物若しくは移動制限植物のくん蒸作業（くん蒸箱によるものを除く。）又は人事院がこれに準ずると認める作業に従事したときに支給する。

2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。

第三十二条第一項第二号中「別表第一第七号」を「別表第一第二十一号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四九―三九

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

別表第一埼玉県の項中「北葛飾郡栗橋町」を「北埼玉郡大利根町　北葛飾郡栗橋町」に改める。

別表第一神奈川県の項中「三浦市　中郡二宮町」に改める。

別表第一大阪府の項中「泉南郡田尻町　泉南郡岬町」を「泉南郡田尻町　泉南郡岬町」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―四九別表第一埼玉県の項の規定は平成二十二年四月一日から、同表神奈川県の項の規定は平成二十四年四月二十三日から、同表大阪府の項の規定は平成二十三年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五五―一一六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号及び第三項第一号中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

第九条の次に次の八条を加える。

（林野庁の官署に在勤する職員の特地勤務手当等の特例）

第十条　規則九―五五―一一六（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の施行の日（以下「改正規則施行日」という。）において特地官署又は準特地官署（以下この条及び次条第一項において「特地官署等」という。）に該当することとなつた林野庁の官署に改正規則施行日に在勤する職員（改正規則施行日に当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員を除く。）のうち、改正規則施行日前において国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員（以下この条において「旧給与特例法適用職員」という。）として勤務していた期間（常時勤務に服する者として改正規則施行日の前日まで引き続き勤務していた期間に限り、改正規則施行日前において、かつて俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「俸給表適用職員」という。）として勤務していた職員であつて当該俸給表適用職員から人事交流等により引き続き旧給与特例法適用職員となつた者の当該俸給表適用職員として勤務していた期間を含む。）を俸給表適用職員として勤務していた期間に勤務した官署のうち特地官署等に相当する官署として人事院が定める官署が改正規則施行日前に特地官署等に該当していたものとした場合に給与法第十四条第一項に規定する特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの（次条において「特例対象職員」という。）については、同条第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。

第十一条　特例対象職員（次条第四項、第十三条第三項、第十四条第二項、第十五条又は第十六条第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、第五条第三項及び第六条の四（第四項を除く。）の規定にかかわらず、前条に規定する場合に第四条第一項の規定により支給されることとなる期間（当該場合における同項の異動等の日（以下「相当異動等の日」という。）から三年以上が経過した職員のうち人事院が定める職員にあつては、六年を超えない範囲内において人事院が定める期間）及びその職員が改正規則施行日に特地官署等に異動したものとした場合に第四条第二項若しくは第四項又は第六条の四（第四項を除く。）の規定により支給されることとなる額とする。

2　特例対象職員については、第五条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第十一条第一項」と読み替えるものとする。

第十二条　第一条に定めるもののほか、林野庁の官署のうち人事院の定める官署は、平成二十六年三月三十一日までの間、特地官署とする。

2　前項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当の月額は、第二条及び第六条の二の規定にかかわらず、改正規則施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあつては特地勤務手当特例基礎額に当該官署の特例級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあつては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

3　前項の特地勤務手当特例基礎額は、改正規則施行日に受ける俸給の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であつて改正規則施行日において育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつて改正規則施行日において育児短時間勤務職員等であつたものにあつてはその月額を改正規則施行日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあつてはその月額を改正規則施行日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額、改正規則施行日において給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）であつたものにあつてはその月額から、改正規則施行日に受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（改正規則施行日に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、改正規則施行日に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額）を減じた額）及び扶養手当の月額（以下この項及び第五項において「改正規則施行日に受ける俸給及び扶養手当の月額」という。）の合計額（その額が改正規則施行日に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額（減額支給対象職員にあつては、当該額から、現に受ける俸給月額に百分の一・五を乗じて得た額（現に受ける俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、現に受ける俸給月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額。以下「減額基礎額」という。）の二分の一に相当する額を減じた額）を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。